

## 令和2年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和2年12月1日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について

- 議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分  
担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

---

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	忠	聡	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
総 務 課 長	竹 内	和 広	君
企画財政課長	東 海 林	豊	君
自治振興課長	渡 辺	律 子	君
税 務 課 長	長 谷 部	俊 一	君
市 民 課 長	八 藤 後	茂 樹	君
環 境 課 長	田 中	章 穂	君
保健医療課長	信 田	和 子	君
介護高齢課長	小 田	正 浩	君
福 祉 課 長	木 村	静 子	君
こども課長	中 村	豊 昭	君
農林水産課長	大 滝	敏 文	君
地 域 経 済 振 興 課 長	山 田	和 浩	君
観 光 課 長	大 滝	寿	君
建 設 課 長	伊 与 部	善 久	君
都市計画課長	大 西	敏	君
上下水道課長	山 田	知 行	君
会 計 管 理 者	大 滝	慈 光	君
農 業 委 員 会 長	小 川	良 和	君
事 務 局 長			
選 管 ・ 監 査 局 長	佐 藤	直 人	君
消 防 長	鈴 木	信 義	君
学校教育課長	菅 原	明	君
生涯学習課長	板 垣	敏 幸	君
荒川支所長	平 田	智 枝 子	君
神林支所長	石 田	秀 一	君
朝日支所長	岩 沢	深 雪	君

山北支所長 齋藤 一 浩 君

---

○事務局職員出席者

事務局 長	小 林 政 一
事務局 次長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第4回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和2年村上市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、条例の改正4件、指定管理者の指定6件、補正予算8件の合わせて18件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、高田晃君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承願います。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについてを申し上げます。

令和2年第4回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る11月24日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日12月1日から21日までの21日間としました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、3日、4日、7日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

委員会審査については、特別委員会の設置により、9日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、10日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、11日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。

したがって、各分科会で審査を総括するため、16日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

そして、21日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。理事者提案の議案の取扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、議第141号については、単独上程、質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。

次に、議第142号から議第147号までの6議案については、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、議第148号から議第150号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置いただき、付託いたします。

次に、議第152号から議第158号までの令和2年度村上市各特別会計補正予算並びに上水道事業会計補正予算の7議案については、一括上程、一括質疑の後、議第152号は総務文教常任委員会へ、議第153号から議第155号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第156号から議第158号までの3議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は11月26日正午で締め切ったところ、13名の通告がありましたので、3日は5名、4日及び7日にはそれぞれ4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告の提出期限は17日、その他意見書の提出は8日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまです。

今現状は、委員外議員というか、常任委員会でも質疑が許されておられません。したがって、この議会いつも初日にその振り分けした中で、議案の振り分けを行っていますよね、所管ごとに。そうすると、例えば142号から147号を市民厚生常任委員会に付託するのだよということを前提に一括質疑と一括上程ということで行っていくわけですが、今回であれば142号から147号までといったら6つの議案がございます。実は言うと、1つぐらいずつ質疑したいのです、私は。ところが、ここを逃せばもう質疑はできないという状況にあるわけがございます。これは、言論の府である議会そのものに対して非常に制限がかかっている、議員の質疑に対して、と私は踏んでおります。したがって、何が言いたいかという、各議案について3回の質疑とか、例えば142号について質疑をすれば、そこで3回してしまえば、あとはできないわけです。一括で。今後議会運営委員会で考えていただきたいのは、各議案についての3回の質疑、そこまでいかなければ2回の質疑というふうになっていけば、常任委員会では委員外議員の質疑というのは議案ごと、しかも款ごとに質疑が2回許されていたのです。大いにそこでは議論ができたわけです。それが全くない状況に今なっているということは、ここを逃せばもう議事録に正式に残る議論としては残らないということになりますので、ぜひその辺を今後議会運営委員会として少しその方向性を検討していただきたいと思います。できれば今回からでもしていただきたいのですが、今この報告の中ではそういったことは反映されておられませんので、これは致し方ありませんが、この辺どようにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 現在まで一括上程、一括質疑ということでやってきましたけれども、私が経験している中では、議案数が余計だった場合、今回、今姫路議員が言われた6つの議案ですけれども、例えば10とか、それ以上の議案の場合は分割してやった経験もありますし、先ほど議員からおっしゃられた委員会の委員外議員での質疑ができなくなったからというのも十分に考慮して検討をしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員会の議論に入ると、付託されて、142号、143号、144号、145号、146号、147号を一括に審議はしないわけです。142号は142号で審議をして、そこで討論があれば討論して、それでどうするか賛否を問うわけです。その時点で委員外議員は少なくとも2回の質疑はできたわけです。だから、そのことを十分に承知しておいていただいて検討していただきたいと、こういうことなのです。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 今ほどの委員会審議の中で委員外議員の発言は議事録には残らなかったというのは議員も十分にご承知だと思いますけれども、この質疑の回数に関しては、先ほど申しあげましたように議会運営委員会のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、議事録には残るのです。協議会に切り替えたときには議事録には残らない。委員外議員の言ったことは。ただ、委員長の報告には委員外議員の言ったところまでは報告に上げない。議事録には残るのです。そこを十分に理解していただいてやってもらいたいと。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から12月21日までの21日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月21日までの21日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、昨日発生をいたしました熊の被害についてご報告をさせていただきます。11月30日午前9時50分頃、神林地域の小口川地内において、付近にお住まいの男性が熊に襲われる被害が発生をいたしました。襲われた方は顔面などを負傷され、ドクターヘリで新潟市内の病院に搬送されたところでもあります。また、現地で熊の捕獲対応に当たっていた猟友会の会員の方1名が足を負傷されたとのことであります。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げる次第であります。

現場周辺では巡回パトロールや猟友会による捕獲活動を実施してはいたところではありますが、熊が逃げ込んだのが民家敷地内の小屋であったため、直ちに銃による捕獲を行うことができない状況がありました。結果として、不本意ではありましたが、麻酔銃による捕獲が可能となる翌朝まで厳戒態勢で警戒に当たることとしたところでもあります。周辺住民の皆様には、開設をいたしました

避難所への避難を呼びかけるとともに、現地では村上警察署とともに監視活動を行ったところであり、本日朝午前8時頃、熊を捕獲いたしました。現在、市内全域で熊の目撃情報が多数報告されており、その都度防災メール等によりお知らせをしているところであります。報告のあった場所の周辺にお住まいの方におかれましては、外出の際や夜間の戸締まり等、十分ご注意をいただくよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、村上総合病院の開院についてご報告を申し上げます。平成30年度から移転新築工事が進められておりました新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院が本日開院する運びとなりました。村上総合病院は、県北地域の基幹病院として地域医療の重要な役割を担っている病院であり、施設の老朽化が進む中、市民の皆様が待望しておられたリニューアルであります。新たな病院は、鉄筋コンクリート造り地上5階、病床数263床で、屋上にはドクターヘリを受け入れるヘリポートを備えております。外来診療は12月3日から開始されるとのことであり、これまで以上に充実した質の高い医療の提供や多様なニーズに対応いただけることと大いに期待をいたしているところであります。

また、新しい村上総合病院に併設する形で、むらかみ病児保育センターが本日より開所いたします。本施設の管理運営は、第2回定例会でご議決をいただきました学校法人北都健勝学園と社会福祉法人真心福祉会の共同企業体により行われます。本施設は、市内で3か所目となる病児保育施設であり、3つの病児保育施設が連携することによりさらに利用しやすい体制を整え、子育て世代の就労と子育てとの両立を支援をしております。加えて、新しい村上総合病院に併設する村上市救急ワークステーションが12月3日の外来診療開始と同時に業務を開始いたします。救急ワークステーションは、市民の命を守る質の高い救急医療サービスを提供するために、村上総合病院と連携しながら救急救命士が病院内で実習を行い、知識と技術の向上を目指して業務を行う拠点施設であります。消防本部と村上総合病院が連携することにより、管内における救急救命率の向上に資するものと期待をしているところであります。救急ワークステーションには高規格救急車1台と救急隊員9名を配置し、今まで以上に市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、他の機関との協定締結について2件ご報告を申し上げます。1件目は、新潟食料農業大学との包括連携協定であります。胎内市と新潟市にキャンパスを有する新潟食料農業大学とかねてから食や農業の課題解決、産業の活性化に向けて連携した取組を行えないか協議してきたところですが、12月18日に包括連携協定を締結することとなりました。新潟食料農業大学が持つ食や農業に関する産業振興や、人材の育成、農山漁村の地域振興などの専門的な知識と本市特有のフィールドを活用しながら、双方にとって効果的な取組を進めてまいります。

2件目は、東京都港区との間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定であります。去る10月28日、本市は東京都港区と間伐材をはじめとした国産材の利用促進に関する協定を締結いたしました。この協定は、港区における国産材の活用を通じて本市をはじめとする木材供給地の森

林整備を促進し、二酸化炭素吸収量を増大させることにより地球温暖化防止に貢献しようという取組であります。また、木材消費地の港区と木材供給地の本市が連携することにより村上市産材の活用促進や販路拡大に足がかりとなることを期待しているところであります。

次に、市役所本庁舎周辺の大型バス駐車場についてご報告を申し上げます。このたび、以前からご要望が寄せられておりました大型バス専用の駐車場の工事が完了し、本日から利用できることとなりました。市役所敷地内に大型バス2台分の駐車スペースを確保いたしましたので、町家観光の際など有効にご活用いただきたいと考えているところであります。

次に、村上市住宅リフォーム事業補助金についてご報告を申し上げます。現在のコロナ禍における経済対策として、来年度、令和3年度早期に住宅リフォーム事業をスタートさせるため、本定例会に住宅リフォーム事業の債務負担行為の補正予算案をご提案させていただいたところであります。市民の生活環境の向上を図ることはもちろんであります。本市の経済を減速させないよう取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、村上地区の保育園整備についてご報告を申し上げます。村上地区の第一保育園、第二保育園、山居町保育園の3園を2園に統合し、その2園のうち1園は社会福祉法人が整備・運営する私立保育園とする方向で保護者説明会の開催等、準備を進めてきたところであります。しかしながら、先日、当該社会福祉法人からこの保育園の整備について提案を取り下げる旨の申出がありました。市といたしましては、今後の統合計画について再検討を行い、新たな方針を決定することといたしているところであります。

次に、第3回定例会でご報告を申し上げた後の火災の発生状況につきましては、配付資料のとおりであり、建物火災5件、車両その他2件で、合計7件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年8月から10月までの間に3,938件、6,758万1,000円の申込みを受けることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症につきまして申し上げます。市民の皆様におかれましては、感染予防並びに感染拡大防止に真摯に取り組んでいただき、感染拡大を抑えることができていることに心より感謝を申し上げる次第であります。これから冬を迎えるに当たり、新型コロナウイルスに加えて季節性インフルエンザに対しても注意が必要な時期となります。全国的に感染が広がっている中であり、油断できない状況が続くと思われますので、くれぐれも感染予防対策の徹底にご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、市民の皆様には、感染された方、その関係者の方、医療従事者等に対するいわれのない偏見や差別が起らないよう、思いやりを持った冷静な対応に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、1点だけ今の報告の中で教えていただきたいと思います。

最初にご報告がありました熊の事案ですけれども、いよいよ人身事故まで起きたということで、昨日メール等でも流れました。負傷された方、大変だったと思いますが、今回ここに、今市長からのお話で猟友会の人がかまれたという格好での報告でございましたが、この猟友会のメンバーというのは鳥獣被害対策実施隊として出動したメンバーなののでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 大変ご苦勞なお仕事、熊の騒動ということで毎日頻繁にこういうふうには報道されております。猟友会の皆様には、日常の仕事を持ちながら、こういう格好で出動してもらっているということで、大変身の危険を感じる業務だと思っておりますので、その辺のところは担当課長も十分、市長もご承知だと思っておりますが、猟友会のメンバー、実施隊の補償等について目配り、気配りをひとつお願いしたいと、そう思います。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 熊の件なのですが、ちょっと総務課長のほうにお聞きします。

11月の28日の土曜日、瀬波新田町地内で、私の隣の町内なのですが、熊がいわゆる家の裏のところではガサガサッといって、驚いて見たら熊ではないかということで警察を呼んだと。警察を呼んで、そこで熊だなということは確認したと。その後、一応放送、警戒放送というのか、あれが出なかったわけです。午後8時4分にむらかみ防災・防犯情報ねっとからメールがこれは出た。それにしても2時間後に出ているわけです。そうすると、熊を確認して、その付近の住民は次の日まで知らないままにいたということなのです。情報ねっとを見れば分かるだろうと言われればそれまでですけれども、この辺の対応はいかがなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 議員おっしゃいますように、18時20分に警察のほうに通報したと。私どもの警備員、市の宿直、警備委託しておるわけですけれども、そちらには19時30分、午後7時30分に警察から一報が入りました。その後、午後8時4分にメールという形を取らせていただいたところでもあります。今、同報無線、防災無線の関係ですが、通常18時20分に警察が出動し、熊がそこにまだいるぞというときは、まず警察が付近住民にアナウンス、熊が出ておりますということで注意を呼びかけると同時に私たちにも出動要請が来て出るということで、1回目の確認を警察がいただいているのが現状で、その時点で私どもに来たときは1時間強経過していたわけですが、今そ

こに熊はいないという判断の下で周りの住民への広報活動等は実施しなかったという経緯でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いや、新田町のマリーナの近くで家を壊して、家の外壁を壊して、それを見て熊って判断しているのですから、その時点で熊に注意してくれということの放送はやっぱり入れるべきなのではないですか。これ、もしその放送ないままに、次の日の朝、瀬波上町に出たの同じ熊だとは私は思いますけれども、道路歩いて、それを発見して、どんどん警察も出てきては、警報も流してはということで、それはそれでそうやって騒げば皆警戒するからいいのでしょうかけれども、この辺はちょっともう少し上手に警報でアナウンスするとか、アナウンスされれば、熊出ている、出るなよと、こうなるわけですがけれども、市長、どうですか、その辺。タイミング的な問題ですがけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私のほうからも極力速やかに、やはり命に関わる問題です。今回のケースなんかもそうなのですけれども、速やかに確実な情報を流す、この確実な情報を取るというのが、ではどういうふうな形の手法があるのか、これいろいろあると思います。若干のタイムラグが生じるのは仕方ないと思いますけれども、これはちゅうちょなくやはり警戒、注意喚起をしていくということは重要だというふうに思っております。ただ、夜間になりますと、なかなかその発報するタイミング、これを判断するのも非常にデリケートな判断を要することになると思いますけれども、私の感覚としては、命に関わること、そういうものについては速やかに迅速に対応するということがまずは必要だろうというふうに思っておりますので、そこを踏まえて今後の周知の仕方についてもさらに研究を進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 18時30分にはもう明らかになっているわけでございますので、18時、午後6時半ですね、周囲はもう暗いのですが、やっぱりまだ時間的に大丈夫だと思いますので、放送を入れるということが一番周知早いですから、そこは少し今後もちよっと考えて、早めにとということであれば、やってもらいたいと思いますが、総務課長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今回、1時間たっているというケースもございますし、ちょっと研究をさせて、なるべく住民の安全に向けた努力はさせていただきたいというふうに思います。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第4 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第141号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第141号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が本年8月27日に公布されたことに伴い、村上市火災予防条例の一部を改正するものであります。

具体的には、対象火気設備等のうち、電気自動車等への急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものであります。また、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置に際しては、消防庁への届出を要することとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第141号は、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

---

日程第5 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第142号から議第147号までの6議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第142号から議第147号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第142号は村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更となることなどに伴い、条例で引用している村上市入湯税条例、村上市後期高齢者医療に関する条例及び村上市介護保険条例について所要の改正を行うもので、令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、議第143号は村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和2年12月1日開所のむらかみ病児保育センターの位置について、住居番号がつけられたことに伴い条例を改正するものであります。

次に、議第144号から議第147号までの4議案につきましては、各議案とも令和3年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。

議第144号につきましては、村上市し尿処理場を公募によらず村上市環境公社有限責任事業組合に限定指定しようとするものであり、指定期間は5年間であります。

議第145号、荒川いこいの家と議第146号、村上市老人福祉センターにつきましては、いずれも3年間の指定期間で、公募により株式会社NK Sコーポレーションに指定しようとするものであります。

議第147号につきましては、やまびこの家を公募によらず医療法人責善会に限定指定しようとするものであり、指定期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。やまびこの家は、精神障害者地域活動支援センターとして、平成27年度から医療法人責善会が指定管理者として運営をしておりましたが、年々利用者が減少していることから、1年間の移行期間を設け、同事業を実施している地域生活支援センターはまなすにその機能を移行しようとするものであります。

なお、それぞれの施設に係る選定の経過、指定管理者となる団体の概要、指定管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それでは、議第145号、議第146号、これ指定管理の指定に係る資料、これ介護高齢の課長だと思うのですけれども、議第145号と議第146号、最初に言いたいのですが、これコピーして全く一緒なのだ。いいですか。荒川いこいの家、村上市老人福祉センター、これあかまつ荘のことを言っているのでしょうかけれども、これやっぱりそこそこ違うと思うのです。受け入れている人数、在り方、経験値からいっても。一言一句全部一緒。指定管理者のこのもの。何でこんなになるの。これ議会を軽視しているのかね。コピーして名前だけ変えて一緒ではない。そういう審査をしているの。教えてください。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 指定管理者につきましては、この3機関同じ事業所でございまして……

〔「いや、聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） マイクよく使って聞こえるように。

○介護高齢課長（小田正浩君） この事業所につきましては、3期連続指定ということでありまして、内容的に同じって、同じ事業所でございまして、選定につきましてもちゃんと選定委員会を通りまして、お話ししまして、承諾していただいて選定されているものでございます。内容一言一句まではちょっと確認はしておりませんが、こういう報告で選定をお願いして決まったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 大体そもそも6番と5番と7番ぐらいは何かしらの違いが出てきます。概要とかそういうのは、同じ会社であれば、それは変わりはないとは思いますが、そういうところをしっかりと構えて、こんなの出してきたら、私だってどうなっているのって話に変わります。

では、145号の4番目、指定管理者選定委員会での選定方法、2ページ、「8月17日（月）から9月18日（金）までに行った指定管理者の公募に対し、応募者がなかったことを受けて」、応募者がなかったのですね、1回目にして。やったら。そして、「第6回選定委員会において担当課から応募要件の見直しを行った上で再公募する旨の説明を受け、内容の協議を行って承しました」って書いてありますが、何をどんなふうに見直し、内容の協議を行ったのか、応募の要件の見直しを行った上で、何をどこを見直しを行ったのですか。それ具体的に聞かせてください。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） こちらの分については、指定管理期間につきまして、1期から3期までは3年間としていたのですけれども、4期からは、運営の状況がよかったですので、今度5年にしようというふうに最初5年で公募したのですが、今コロナ禍の中で先が見えないということで、5年は長いというふうに今まで指定を受けていたところにお聞きしましたらそういう話だったので、5年という公募をやめまして、3年に切り替えました。あと、コロナ禍の関係で入場者、利用

者の数が減るといふのを見込めばよかったですけれども、うちのほうでそこまで見込まなかったものですから、それではちょっと受けられないということで、そのとき、1回目のときの公募には応募できなかったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 期間を、では変えたということだね。結論から言えば。

それで、3ページ目のところ、最後の質問、3項目、一次、二次審査を同時に行い、委員ごとに採点しました。委員1人当たり150点満点で、7名で1,050点で、満点なわけだ、これ。満点になったわけですよ。満点になったということは悪くはないと思うのですが、何の意見も出なかったですか、委員から。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） この表現でちょっと分かりにくい表現になっているかと思いますが、審査の配点が150点満点で、7名で1,050点満点の点数で審査を行いました。点数の結果については、満点ということではございません。

○15番（姫路 敏君） 頑張ってもらいたいと思いますが、こんな形でもう少し変化をつけてやる、その辺要領よくやってもらわないと困りますよ。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 上村です。ありがとうございます。議第144号から議第147号、指定管理者の指定については、常任委員会で個別の議案については審議させていただきたいと思うのですが、ちょっと全体に関わることで、常任委員会の質疑の前提ということでちょっと確認させていただきたいと思います。

指定管理についての議案が、私が議員になって6月から結構出ていると思うのですが、全体で現在大体、ざっくりでいいのですけれども、どのくらいの数、指定管理の件数というのはございますのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） すみません。全体の数、調べてまいりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 委員会のときに、ざっくりでいいですので、大体このくらいというのをお願いしたいと思います。

当然、指定管理ですので、実施報告書というのをもらっていると思うのですが、その様式とか、あとはその実施報告の仕方ですけれども、実施報告の様式だとか、あとは担当課がその実施報告を受けると思うのですが、その後の市長さんまで、例えばそれが閲覧みたいな、回覧みたいな形で行くのか、その辺の実施報告の取扱方法みたいなことで教えていた

だきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 各指定管理者から実績報告をいただきまして、担当課のほうでその結果に基づいて評価いたします。評価した結果について決裁を上げるという形になっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 3番目の質問と言われると困るので、2問目に聞いたものがちょっと一部答えがないと思うのですが、報告の様式というのは統一されているものなのかどうなのかというのがちょっと。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私まで報告があるかというご発言もありましたので、私のほうからご報告させていただきますけれども、統一された様式で、点数評価を行い、私のところまで決裁が上がってきて、その評価を確認をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、最後です。

ちょっと全体の件数がどのくらいあるのか分からないので、ちょっと難しいのですけれども、指定管理するということについては議会の審議しているわけですので、できれば実績報告も議会に報告することができないのかなと思っているのです。四日市辺りだとモニタリングレポートみたいな形で全庁的に統一の様式で議会にも報告をすると。ただ、それが10や20であれば決算のときに出してもらえばいいのですけれども、それが200って言われると、恐らく議会も目の通しようがないので、それで最初にどのくらいというのをお聞きしたのですけれども、あまり多ければ、毎年ではなくても3年ごとにとか、やっぱり議会の立場からすると、ここの事業者さんに指定管理するのオーケーだよという一応審議、決定もしているわけですので、実際それが指定管理をしたとしてどういう毎年事業の実施なのかというのも議会がやっぱりチェックするのが筋なのかなと思うので、その辺のお考えのようなものを最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） ガイドラインのほうの中もちょっと確認いたしますが、公開することについては研究させていただきたいなと思います。ただ、どうしても実績報告の中で収益性のものとか、その会社の決算状況とか、どこまで出せるかというところもありますので、含めてちょっと研究はさせていただきたいということです。

○1番（上村正朗君） よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 1点だけ。

議第144号、村上市のし尿処理場、今回5か年ということで更新になるわけですが、昨年度ベースで指定管理料1億2,200万円ぐらいだったのですが、令和3年から1億3,400万円、1,100万円程度アップしたと。平成23年からこの組織が指定管理されているわけですが、何かこの時点で積算基準とか根拠とか、アップした理由を教えてくださいなのですが。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（田中章穂君） 積算根拠につきまして、人件費の上昇分がまず一つの原因。それから、指定管理のこの施設に伴いまして……

〔「ちょっと。聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（田中章穂君） 上昇の根拠といたしまして、人件費の上昇分が1つございます。あともう一つ、各指定管理、いろんな施設ございますが、その施設の特殊性を鑑みまして、積算方法を専門的に今回から見直した点がございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 指定管理者選定委員会の中での説明の中で、いま一点補足させていただきますが、今指定管理期間中に、し尿処理の関川村の分を村上市のこの施設で受けることになりました。その分については、今年度は精算、来年度以降からはきちんと積算の中に盛り込もうということの分も増えた大きな要因となっております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 今、総務課長の説明でよく分かりましたが、そうすると担当課長、その人件費の基準を、関川のやつが入ったというふうな部分もあるのですが、人件費自体の基準も少し見直したという認識でいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（田中章穂君） その分を考慮しております。

○4番（高田 晃君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第142号から議第147号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時09分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

総務課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 先ほどの上村議員のご質問の指定管理施設数でございますが、令和2年度128施設ございます。そのうち令和2年度中に議案で審議をいただいた件数が8件で9施設でございます。ちなみに、令和3年度ですが、更新時期を迎えておりまして、28件の議案をお願いすると。施設数は83施設を今予定しております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

---

日程第6 議第148号 村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第148号から議第150号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第148号から議第150号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第148号は村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第142号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更となることなどに伴い、条例で引用している村上市都市計画事業受益者負担金徴収条例及び村上市集落排水事業分担金徴収条例について所要の改正を行うものであり、令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、議第149号及び議第150号の2議案につきましては、各議案とも令和3年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。

議第149号につきましては、高根交流広場を公募によらず高根区に限定指定しようとするものであり、指定期間は10年間であります。

議第150号につきましては、大須戸ため池農村公園を公募によらず大須戸維持管理委員会に限定指定しようとするものであり、指定期間は10年間であります。

なお、それぞれの施設に係る選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第148号から議第150号までの3議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

日程第7 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第151号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第151号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,080万円を追加し、予算の規模を407億6,670万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第15款国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金などで1,560万円を、第16款県支出金では農地集積・集約化促進事業補助金などで5,375万3,000円を、第18款寄附金ではふるさと納税寄附金1億円を、第20款繰越金では前年度繰越金5億2,960万8,000円を、第22款市債では林業施設災害復旧事業債などで990万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、各款にわたり人事異動や給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第1款議会費では議員期末手当などで314万円を減額し、第2款総務費では生活交通確保対策事業経費などで4,395万5,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費などで1億9,491万9,000円を、第4款衛生費では上水道事業会計繰出金などで5,484万4,000円を、第6款農林水産業費では機構集積協力支援事業経費などで3,768万6,000円をそれぞれ追加し、第7款商工費では新型コロナウイルス

ス感染症緊急対策経費などで601万8,000円を減額し、第8款土木費では除雪対策経費などで3億8,103万9,000円を追加しようとするものであります。さらに、第9款消防費では消防広報経費などで564万3,000円を、第10款教育費ではGIGAスクール推進事業経費などで4,460万4,000円をそれぞれ減額し、第13款諸支出金では基金積立金4,770万円を、第14款予備費では1,006万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は村上市老人福祉センター指定管理料ほか6件の追加を、第3条、地方債の補正は災害復旧事業債の追加及び道路橋りょう債ほか2件の限度額の変更をするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 所管外なので、ここでしか聞けないので聞きますが、37ページ、10款の教育費の部分、GIGAスクール推進事業経費、これタブレットで、契約この前のときにいろいろありましたけれども、減額で、これはこれでいいのでしょうかけれども、先般、そのときにタブレットの扱い等についていろいろ各議員からも指摘されておりましたが、その後内部でいろいろな検討をされたかと思えますけれども、何かありますか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 端末のほうの納入が進みましたら教職員のほうの研修を考えておりますし、また端末の運用ルールにつきましては、今後教育ICTの協議会の中で検討していく予定であります。また、GIGAスクールサポーターということで、操作の研修や運用ルールのほうの作成など、いろいろ学校現場で利用してもらうための様々な研修や方策について今現在進めているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 教員さんのほうの勉強会、あるいは取扱いなどの説明会ですか、そういう講習というか、そういった部分というのは終えているのですか、それともこれからなのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 教職員のほうの研修につきましては、今現在計画を立てて、これから操作研修、あるいは利活用の研修という形で行っていかうという形で予定しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 契約して実行されていくのでしょうかけれども、本当取扱い等には教員さんもかなりやっぱり勉強もしなければならぬし、大変だろうと思えますけれども、今後しっかりとやっていってほしいなと思えますが、教育長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に教員には負担感があることは事実だと思います。本当になかなか簡単に払拭はできませんけれども、これを機会に自分の指導力をさらに向上させようという目当てを持って積極的にこのGIGAスクール構想を受け入れて、自分の力量アップのためになるように研修を充実させてまいります。また、子どもたちにも負担がかからないように、積極的に学習に活用できるように、併せて取り組んでまいりたいと思います。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

---

#### 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

---

#### 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第151号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

- 
- 日程第8 議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）  
議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議第156号 令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）  
議第157号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）  
議第158号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第152号から議第158号までの7議案は、いずれも令和2年度各特別会計並びに事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第152号から議第158号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第152号は令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ940万円を追加し、予算の規模を4億1,940万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金940万円を、歳出におきましては、第1款総務費で各地区の施設維持管理経費などで939万5,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

次に、議第153号は令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,130万円を追加し、予算の規模を62億3,470万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第7款繰入金で保険基盤安定繰入金などで1,871万9,000円を、第8款繰越金ではその他繰越金258万1,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費278万3,000円を、第3款国民健康保険事業費納付金では退職被保険者等医療給付費分などで94万2,000円を、第7款諸支出金では保険給付費等交付金償還金などで1,761万8,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

次に、議第154号は令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の規模を7億6,770万円にしようというものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金95万8,000円を、第4款繰越金では前年度繰越金4万2,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費63万円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金32万8,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

次に、議第155号は令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億80万円を追加し、予算の規模を79億3,930万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で特別徴収保険料現年度分2,047万2,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで2,564万6,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで2,701万9,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで1,427万円を、第8款繰入金では介護給付費繰入金などで1,330万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で認定審査経費など81万7,000円を、第2款保険給付費では地域密着型介護サービス給付費などで9,982万円をそれぞれ追加しようというものであります。

次に、議第156号は令和2年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、消火栓の新設等に係る受託工事収入として500万円、新型コロナウイルス関連経費として料金改定による値上げ据置き分を一般会計からの繰入金として2,762万4,000円を追加し、総額11億3,718万円とし、支出では、修繕費500万円、消火栓新設等工事請負費500万円等を追加するほか、職員人件費の調整により、合計で593万4,000円を減額し、総額10億9,076万1,000円にしようというものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、県の補償工事に向けた送水管の詳細設計業務補償金として700万円を追加し、総額1億6,286万9,000円とし、支出では、県補償の設計業務委託のほか職員人件費の調整により745万7,000円を追加し、総額6億9,261万円とし、5億2,974万1,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,895万円、当年度分損益勘定留保資金4億4,855万1,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金2,224万円で補填をしようというものであります。

次に、議第157号は令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、水道事業費用不足分のほか新型コロナウイルス関連経費として料金改定による値上げ据置き分を一般会計からの繰入金として2,467万3,000円追加し、総額3億4,416万3,000円とし、支出では、修繕費の不足分や職員人件費の調整などにより1,807万3,000円を追加し、総額3億5,157万1,000円にしようというものであります。

資本的収入及び支出において、支出では、職員人件費の調整により411万7,000円を減額し、総額2億9,231万4,000円とし、1億1,767万6,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額663万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,703万4,000円及び引継金1,400万9,000円で補填をしようというものであります。

次に、議第158号は令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、新型コロナウイルス関連経費として料金改定による値上げ据置き分を一般会計からの繰入金として5,406万5,000円追加し、総額43億4,535万2,000円とし、支出では、職員人件費の調整などにより1,556万5,000円を減額し、総額42億9,451万7,000円にしようというものであります。

資本的収入及び支出において、支出では、職員人件費の調整により13万3,000円を追加し、総額49億5,441万5,000円とし、13億8,541万2,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,979万3,000円、当年度分損益勘定留保資金12億2,870万5,000円及び引継金8,691万4,000円で補填しようというものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議第152号、10ページ、歳出の部分ですが、山北地区施設維持管理経費の修繕料500万円、朝日地区、修繕料400万円、神林が94万円と。これ何の修繕ですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 宅内に引込線、それから伝送路の線、年内に何回か消えたりします。あと、支障移転に係るそれらの器具の修繕料が各地区発生しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） そうすれば、電話等の取替え前に、ずっと前にそういうのでありましたけれども、それはレンタルで替えているということで、修繕費が発生しないようにということで切り替えたので、それではないということよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） そのとおりでございます。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第152号から議第158号までの7議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、3日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時36分 散 会